

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2026年 2月16日

多摩市議会議員 大くま 真一

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 「市民が主役」を体現する複合館の再整備を
- 2 【公衆衛生・災害対策】公衆トイレの存続にむけた検討を

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和8年2月16日	No. 6
	午前11時19分	

## 1 「市民が主役」を体現する複合館の再整備を

多摩市自治基本条例の前文は「市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切」と示し、まちづくりへの積極的な参加を求めています。当然、市にはその市民の声を受け止め、市民の声を反映したまちづくりを進める責務があります。

2013年に「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムが発表された際には、地域の公共施設の廃止について市民から大きな声が上がりました。市も、当初の方針を変更し施設の存続を決め、その再整備について検討が続けられています。これはまさに自治基本条例の精神を市民自身が体現し、自ら自治を取り戻した取り組みだと感じています。

現在、豊ヶ丘、東寺方で進められている複合館の再整備についての検討では、それぞれの形で検討が進められています。どのような手法で市民の声をくみ上げ、反映させていくのか。地域コミュニティの拠点として、市民の声を十分に反映させた、複合館の整備を望み、以下、質問します。

- (1) 豊ヶ丘複合館においては、先日、第二回目の「豊ヶ丘テラス」が開催され、ワークショップが行われました。その内容と成果についてうかがいます。また、今後の予定についても伺います。
- (2) 豊ヶ丘複合館についてはこれまでも、住民説明会や意見交換の場で、様々な要望が出されてきました。そうしたこれまで積み上げられてきた意見についてはどのように反映されているのか伺います。
- (3) 東寺方複合館においては、「施設の老朽化にたいして、時間をかけずに整備の方向性をまとめたい」ということで地域協議会による検討が進められています。どのような検討が行われているのか。うかがいます。
- (4) この地域協議会において、東寺方児童館の今後についてが大きな論点になっています。市民が存続を望む一方で、市は「子どもの居場所は残す」としながらも、その具体的な機能や運営主体、専門性や安全の確保については明示されていません。
  - ① 東寺方及び豊ヶ丘の複合館の再整備にあたって、市が「残す」としている「子どもの居場所」は具体的にどのような機能を担うものなのか。専門の職員が常駐し、子ども達の成長をつぶさに見守

り、子どもや保護者のコミュニティの醸成、子どもたち同士や他の利用者とのトラブルへの対応、子育て家庭への支援、様々な支援策との橋渡しなど、児童館が担ってきた機能はどのように確保されるのか伺います。

- ② 東寺方複合館の再整備についての市民との協議が始まる直前に、市は「児童館の今後のあり方基本方針」を発表し、東寺方児童館を愛宕児童館に統合する方針を決めています。また、この愛宕児童館については、「基幹および、アウトドア特化館」とするという示されています。しかし、この新しい愛宕児童館については、こういった機能を担うのか、どのような規模で、こういったエリアを対象に、こういった利用者を想定しているのかなどは基本構想や基本計画という段階には至っておらず、具体的にどのような範囲で、どのような機能が担保されるのかは明らかになっていません。市の方針どおり、東寺方児童館を統合し、豊ヶ丘児童館は移転することになれば、東寺方や和田エリア、また、豊ヶ丘・貝取の南側および南野の東側エリアに大きな児童館空白のエリアが生まれます。こうしたエリアも含めてどのように、これまで児童館が果たしてきた機能を担保するのか伺います。
- ③ 第六次多摩市総合計画では、基本構想の「目指すまちの姿」の1番に「子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまち」が掲げられています。今回の市長施政方針でも「2-（3）子育て世代に選ばれるまちへ」では、これまで取り組んできた子育て支援策がシティーセールスとかみ合って子育て層に届いたことで、転入が増え、空家の減少などにもつながっていると分析し、「子育て支援策をアピールすることで、『子育てするなら多摩』を実感いただけていると手ごたえを感じています。」「今後も、一定の時間を要するハード面の整備とともに、関係機関とも連携したソフト面での取り組みをすすめ、より魅力的なまちをつくっていきます。」としています。先行きが不透明な段階で、児童館の廃止が進められようとしていることについては、「子育て支援策が縮小している」とも言われかねない状況なのではないでしょうか。子育て支援策を充実するとしている、第六次多摩市総合計画や市長施政方針と整合しているといえるのか。市長のお考えをうかがいます。

## 2 【公衆衛生・災害対策】公衆トイレの存続にむけた検討を

豊ヶ丘商店街の東側に設置された公衆トイレは、1987年に設置されて以降、近隣にお住まいの皆さんや商店街を利用する多くの方々に利用されてきました。しかし、市は昨年秋にこのトイレを閉鎖し、2月1日までの長期にわたって使用を差し止めました。

これは、多摩市パークマネジメント計画、施策2-4トイレの利便性向上において、示された公園トイレの3分の1を削減する方針の具体化です。このトイレ削減計画については、昨年来、近隣の多くの方々から声が上がリ、廃止が見送られた公園トイレもあり、議場でも進め方について、住民との協議や合意形成に先立って、まず閉鎖するという手法について問題点も指摘されてきました。そうしたなかで、その手法を引き続き取っていることについては、大きな問題だと考えています。以下、質問します。

- (1) パークマネジメント計画では、トイレの配置状況を示す図ではトイレから半径500メートルの円を描いて「密集している地域が多い」としています。多摩市として、公園トイレ・公衆トイレの適正な配置に関する数値基準（距離・人口・利用者数など）は存在するのか。また、どのような根拠で『3分の1削減』が妥当と判断したのかうかがいます。
- (2) 「都内各地で災害時のトイレ対策…能登地震の教訓、徒歩5分以内でない『空白エリア』解消目指す（読売新聞オンライン 2025/4/25 付）」という記事では、東京23区や多摩地域の各自治体が、地震などの大規模災害時に向けたトイレ計画の策定などを進めており、品川区では避難所や公衆トイレなどから半径250メートル圏外の「トイレ空白エリア」をどう解消していくかの検討が始まっていることが報じられています。災害時のトイレ確保において、品川区などが示す半径250mの「トイレ空白エリア」という考え方を、多摩市はどのように評価しているのか。その基準で見ると、今回の削減方針は災害対応と整合性がとれているのか、市の認識をうかがいます。
- (3) トイレを閉鎖した際には二次元コードによって市の意見聴取フォームへ意見をおくることができるようになっていました。そのフォームはどのような目的で作成され、集められたご意見はどの段階の意思決定に、どのような位置づけで反映されるのかうかがいます。

- (4) 昨年3月議会では、トイレを撤去した場合も、災害時の仕様などを想定し、上下水の配管などは残しておく旨の答弁がありました。仮設トイレの設置などが想定されますが、災害時にはどのような種類の仮設トイレを、どのような手順で設置する想定なのかうかがいます。
- (5) これまでも公園のトイレについては、老朽化のなかで改修の要望や設置されていないトイレトペーパーを設置して欲しいということや洋式化して欲しいという声が市へも寄せられてきました。議場でのやり取りも含め、そうした要望について、市は「公園の大規模改修の機会をとらえて、地域住民と協議をしながら進める」とし、対応を先送りしてきました。そうしたなかで、一方的に閉鎖し、意見を募るといった今回の手法は、議会での答弁を含め、これまでの方針に整合するものなのか。また、今後もこういった手法で進めるのか。うかがいます。

**資料要求欄**（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 意見聴取フォームの公開期間および周知方法（QRコード掲示の場所・期間等）
- ② 豊ヶ丘商店街公衆トイレの意見聴取フォームの設問
- ③ 上記フォームを含め、寄せられている回答数およびその内容の一覧、回答者の属性（年代・地域等）の集計
- ④ 当該意見聴取フォームのアクセス数および回答数の集計（可能であれば、途中離脱数・未送信数も含む）

## 一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和8年2月16日

多摩市議会議員 岸田 めぐみ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

**質問項目**

- 1 国籍を問わず、子どもの学ぶ権利を保障するために

**答弁者**

市長・教育長等

受 付	令和8年2月16日	No. 7
	午前11時32分	

## 1 国籍を問わず、子どもの学ぶ権利を保障するために

文部科学省は日本語指導を必要とする児童・生徒の増加や母語の多様化を背景に、2019年の中央教育審議会への諮問等を踏まえ、さらなる日本語指導の充実の方向性を検討してきました。これに先立つ国の調査では、約2万人の外国人の子どもが就学していない可能性、あるいは就学状況が確認できていないことも明らかになっています。

2020年の「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書」は、外国人の子どもたちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、すべての外国人の子どもが就学することを目標に掲げています。

「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにするという基本的な考え方は、政治がどう変わっても守られなければなりません。

排除でなく多文化が共生する社会、そして何より子どもたちが学び育つ権利を保障する社会であるために、以下質問致します。

- (1) 本市に住んでいる外国人の子どもや家族の日本への定住の意向や実態について、どう捉えていますか。
- (2) これまで日本は就学義務の対象は日本国籍に限り、外国籍の子どもの保護者には義務を課さないという対応をとってきました。そのため外国籍の子どもの就学状況把握は自治体によって異なります。就学状況把握をどこまで行い、不就学とならないために取り組んでいることについて伺います。
- (3) 高校進学率は約99%に達し、事実上日本社会で暮らしていくために高校卒業資格は欠かせないものとなっています。しかし保護者自身が経験していない日本の小・中学校の学校教育制度や高校入試制度を理解することは大変困難だと聞いています。入学や進学、入試は節目であり、保護者の理解は欠かせません。義務教育から高等学校教育まで権利として学びが保障されるように、どのように伝えているのか伺います。
- (4) 適応指導教室（日本語指導）の質を上げるためにどのような取り組みをしていますか。また適応指導教室を設置してから、今日までどのような改善が行われてきたのでしょうか。
- (5) 「日本語指導が終了した児童・生徒のその後の指導については、日本語の習得状況や保護者の要請に応じながら、個々の児童・生徒ごとに目標を設定して指導を継続しています。」と答弁がありました。日本語能力の習得の度合いを適切に評価し、指導に反映するために、どのような取り組みをしていますか。

**資料要求欄**（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① コーディネーターや委員会の設置や日本語指導担当教員等、日本語指導を推進するための校内での取り組みがわかる各校の一覧。
- ② 外国人児童・生徒等の教育や日本語指導に関する研修(過去5年分)
- ③ 多摩市立の学校に在籍する外国籍児童生徒の推移5年間

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2026年2月14日

多摩市議会議員 橋本 由美子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 ジェンダー平等をさらに進めるために、自治体が取れる対策は何か
  - ・ ・ 性別にかかわらず個人の尊厳がたいせつにされる社会を・ ・
- 2 再度「補聴器助成制度」の実施を求めて

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和8年2月14日	No. 9
	午後8時16分	

1. ジェンダー平等をさらに進めるために、自治体がとれる対策は何か  
・ ・ 性別にかかわらず個人の尊厳がたいせつにされる社会を ・ ・

ジェンダー平等の前進を求める声と運動は、政治を着実に動かしてきました。男女賃金格差の公表制度が301人以上の企業で2022年7月から実現、2026年4月からは、101人以上の企業にも拡大されます。女性管理職比率も公表が義務付けられます。2023年7月には刑法改正で「不同意性交等罪」が創設されました。痴漢対策でも政府初の「痴漢撲滅政策パッケージ」が策定され、2024年4月には困難な問題を抱える女性への支援法が施行されるなど、法改正、施策もすすみつつあります。そして去年は、選択的夫婦別姓制度についても、28年ぶりに国会審議が開始されました。

一方、ジェンダー平等の前進に対して、バックラッシュも強まっています。高市政権は、選択的夫婦別姓を阻止するために「通称使用の法制化」を主張、家父長的な家族観、排外主義のつよまりや性的多様性を否定する動き、女性は家庭で子どもを産み子育てに専念を等の動きもでています。

また、児童ポルノの被害者の低年齢化だけでなく、その加害者が教育や保育の現場で子どもたちから信頼される立場にある人物であったり、加害者も10代の若者というケースも増えています。

多摩市では、先日「男女平等・男女共同参画に関する職員意識及び実態調査」と同内容の「市民意識及び実態調査」の報告書を発表しました。定期的に実施される報告書からは、意識の変化も感じ取れますが、まだまだ乗り越えなくてはならない課題もみえてきます。

性別にかかわらず、個人の尊厳がたいせつにされる社会の実現に向け、現在の問題点、今後の課題、解決策を考えたいと思います。

(1) 上記の市役所内での調査報告書でも、「分野別の男女の平等感」「性別役割分担意識」「市役所における男女の地位の平等感」「性の多様性に関する言葉や取組みの認知度」等集計結果が明らかにされましたが、一部には受け止めかたに男女差が大きなものもあります。5年ごとの調査結果を市長はどのように受け止めているのか、また今後改善すべき課題についてどう考えているか伺います。

(2) 国連女性差別撤廃委員会からは「法律婚をする夫婦の約95%において女性が姓の変更を余儀なくされているという現状を踏まえると、民法の規定は間接的差別に該当すると言わざるを得ない」と指摘しています。世界では当たり前になっている夫婦別姓や選択的別姓が、日本ではまだ法的に認められていないという状況が続き、高市政権は「通称使用の法制化」を主張しています。これでは、根本的な解決にはつながらないと思います。「通称使用の法制化」に対する市長の考えを伺います。

(3) 性暴力は取返しのつかない「魂の殺人」であり、子どもたちをねらう児童ポルノや盗撮行為も、ジェンダー格差再生産の要因であり、その根絶は緊急かつ根本の課題です。人間の尊厳を傷つける問題に関して以下質問します。

- ① 加害者にも、被害者にもしてはならない、児童ポルノ・盗撮行為・生成AIのディープフェイク・リベンジポルノ等は、児童生徒に個人の尊厳が脅かされる重大な行為であることを伝える必要があります。多摩市の教育の現場では、どのような対策がとられているのか伺います。
- ② 多数の女性の名誉と尊厳を傷つけた「日本軍慰安婦」問題は、同じ過ちを繰り返さないとして、1997年から全7社すべての中学校教科書に記述されました。ところが、政治的バッシングの中で、2012年版からはすべての教科書から抹消されたままです。「慰安」という名で性的行為があった歴史的記憶が消し去られ、学ぶ機会を失ったことは大きな問題だと考えます。多摩市教育委員会の見解を伺います。
- ③ 多摩市では平成21年(2009年)4月、「犯罪被害者等支援条例」が施行されました。2004年から「犯罪被害者基本法」はあったものの、多摩市のように「特化条例」が作られる中で、当時対策のなかった性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の設置や被害者への支援金制度が作られてきました。多摩市の条例は、先駆性はありましたが、支援金ではなく「貸付金」である等不十分さも残されています。条例には市民の役割として「被害者の名誉又は生活の平穩を害することのないよう配慮する」とありますが、SNSが発達する中で、被害者は誹謗中傷で心を痛めることになりがちです。条例の見直しが必要な時期になっていると思います。市の考えを伺います。
- ④ 2月2日から緊急避妊薬が処方箋なしで購入できるようになりました。薬剤師が対面で販売し、その場で服用することになりますが、すべての薬局で対応できる状況ではありません。多摩市の状況、また、そこではプライバシーの保持への配慮ができる状況になっているのか伺います。

(4) 昨年11月に起きたタイ国籍少女が「マッサージ店」で働かされていたニュースは衝撃的でした。以前から問題になってきた、なぜ女性だけが検挙される対象になるのか問題になり、「買う側の処罰」が検討され始めたとのこと。ジェンダー平等の到達点の一つは、「性的関係はお金を出して買えるようなものではない」という状況になることと、私は考えます。市長の見解を伺います。

(5) ジェンダー平等におけるリプロダクティブ・ヘルス&ライツ、日本語では「性と生殖に関する健康と権利」も重要な問題です。人口問題は国家の政策ではなく、一人ひとりの尊厳と生活の質に関する問題ととらえるものです。いま、様々な自治体で行われている「官製婚活」の中には、少子化対策をあからさまにうたい、公費を使う正当性をいう傾向があります。多摩市としての考えを伺います。

## 2. 再度「補聴器助成制度」の実施を求めて

私は聞こえの問題、特に補聴器購入助成制度の必要性について、一般質問で重ねて取り上げてきました。今年度も、昨年6月に引き続き2回目の質問です。補助制度だけでなく、自分の聴力や聞こえに関する問題点を把握するために、節目健診と同じように専門医の検査を受けられる機会を保障したり、セルフチェック用器具の配置についても提案してきました。

市の認識として昨年6月議会でも「高齢者が社会とのつながりを保ち、心身ともに健康で自立した生活を続ける上で、聞こえの保障が重要な要素であると捉えています。加齢性難聴を含む高齢者の聞こえの課題に対し、補聴器の有効性が高いことは、十分認識しているところです。」と答弁され、必要性については一致しています。

実施の財源については「補聴器助成制度の創設に向けた検討は、限られた財源の中、他の福祉施策とのバランスを踏まえる必要があることから、現在のところ制度化には至っていませんが、今後も東京都の動向を注視するとともに、他市の制度運用や課題などを継続的に調査し、制度創設の可否について検討してまいります。」とし、その内容については「一度購入したら終わりではなく、購入した後にその方に合った状態で使用していただくことが大切と考え、購入後のフォロー体制を整えることが必要だと考えています。」ということも示されています。

確かに、現在の耳鼻咽喉科医師数や専門機関の充足には課題が残されていますが、近隣市の実施状況をみても、すべてが整っているわけではありません。しかし、物価高騰の中、少ない年金で暮らす高齢期の方のために助成制度に踏み出すことが求められています。あらためて、市長の見解を伺います。

**資料要求欄**（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① (3)① 多摩市教育委員会の方針や指導内容の資料があれば
- ② (3)③ 貸付金の利用実績
- ③ (3)④ 市内の販売店数や薬剤師会の対応に関するもの
- ④ 2. に関して 三鷹市、調布市、府中市、日野市、狛江市、八王子市の助成内容、対象者、予算規模、実績。

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和8年 2月16日

多摩市議会議員 藤條 たかゆき

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 国政選挙が地方自治体の自治事務に及ぼす影響について  
～選挙制度やより効率的な選挙執行について考える～
- 2 給食費無償化のその先へ  
～全国公立小学校で今年4月からの実施を控えて～

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和8年2月16日	No. 10
	午前2時16分	

1 国政選挙が地方自治体の自治事務に及ぼす影響について  
～選挙制度やより効率的な選挙執行について考える～

憲法7条に基づく衆議院の解散権は、内閣の助言と承認により天皇が行うものとされていますが、実質的には首相がその決定権を持つ専権事項となっています。

2026年1月19日、高市早苗総理は記者会見を行い、1月23日に衆議院を解散する意向を正式に表明。

選挙日程は、1月27日公示・2月8日投開票と非常にタイトなスケジュールでの選挙戦となりました。

各自治体においても、公営掲示板の設置や投票入場券の発送などその対応に追われました。特に真冬の選挙戦では豪雪地帯での選挙事務執行は大変な困難を極めたものであったことでしょう。

高市総理は、解散の時期が今でなければならぬ理由として、「現在の政権が、国民の審判を経ていない枠組みで成り立っている」という点でした。

26年間続いた自民党と公明党による連立政権が解消され、我々日本維新の会との新たな連立体制へと移行しました。経済・財政政策や安全保障政策など、国の根幹に関わる分野でも大きな政策転換が進められています。

これらの多くは、前回の衆院選での政権公約では明記されていなかったものであり、こうした状況のまま長期の国会審議に入るのではなく、国会が本格化する前に、国民に信を問うべきだとの判断が、解散に踏み切った最大の理由だと述べています。

様々な立場で、否応なしに突入したとも言えるこの選挙戦について振り返ると共に、選挙制度のあり方についても考える機会とすべく以下質問致します。

(1) 今回の衆院解散を受け、阿部多摩市長を筆頭に、世田谷区の保坂区長ら首長5名が、自治体の選挙実務が「翻弄されている」として、緊急声明を発表し解散権の濫用を防ぐ議論を呼びかけました。

この意図について、改めて市長本人に何うとともに、呼びかけに呼応・賛同された首長がどれだけいらっしゃったのか何う。

(2) 地方自治体の選挙実務を効率的に進めるために、今後国政選挙の日程や公示スケジュールを地方自治体と事前に協議・調整する仕組みについて、どのような提案を市長として行う予定があるのか。選挙時期の事前調整に向けた具体的な方策や調整の手段について何う。

(3) 国政選挙と地方自治体選挙が同時期に行われた場合、市の選挙事務において二重の負担がかかる可能性がある。多摩市においては、今後国政選挙と地方選挙の同時期開催に向けて、どのような調整を進める予定か、またその際の選挙事務の効率化や負担軽減策について、IT やデジタル技術の活用を含め具体的にどのような検討を進めているのか伺う。

(4) 選挙業務の繁忙期における職員の勤務時間や労働環境について、過重労働を防ぐためにどのような対策を講じているのか。今回の国政選挙を遂行するにあたり、もともと選挙実務を主な任としていない職員の導入や本市の自治事務への影響について、具体的な人数・時間・費用など把握している範囲で伺う。

また、それはこれまでの国政選挙と比べても特に負荷が掛かった部分があったのかについても確認する。

## 2 給食費無償化のその先へ

～全国公立小学校で今年4月からの実施を控えて～

自民、日本維新の会、公明の3党実務者合意に基づき公立小学校の給食費を抜本的に負担軽減する措置が盛り込まれ、今年4月から大半の公立小学校で給食費が無償となります。

この施策は給食を実施する公立小学校を対象とし、児童に保護者の所得に関わらず1人当たり月額5200円までを支援する内容となっています。

基準額は令和5年実態調査の平均額(約4700円)に近年の物価動向を加味したものとしており、今後は給食費に関する調査を毎年行い、取り組みの実施状況や物価動向等を踏まえた見直しも行っていきます。

また、給食を実施していない学校には、給食実施に向けて必要となる施設整備等について先行的に支援がなされます。

学校給食における地産地消等の好事例の収集・横展開も合わせて進めることにより、給食の質の向上も図っていくとしており、こうした取り組みをしっかりと子ども達の食の安心安全や食育にも繋げていける土台とすべく以下質問致します。

(1) 重度のアレルギーや不登校等により学校給食を利用していない児童に対しても、月額5,200円は支給される見込みであるが、その際多摩市の各学校での対応について伺う。

(2) 基準額である5,200円の超過分について、指針では保護者から徴収することも認めるとしている。これまで先行して給食費無償化を実施してきた本市において、この超過分は引き続き一般財源で対応していくのか確認する。

(3) 超過分を多摩市が引き続き負担したとしても、これまで1/8の財政負担額よりかなり軽減される見込みであるが、この分の予算を給食の質の向上に向け、全国にも好事例として発信していけるような取り組みに繋げるつもりはあるか伺う。

**資料要求欄**（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ①衆議院選挙比例投票における多摩市での無効票の数と無効とされた政党名について
- ②最高裁判所の国民審査の投票率